

自動車臨時運行許可事務取扱要綱

(総則)

第1条 自動車臨時運行許可の事務処理については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）、自動車臨時運行条例（平成12年横須賀市条例第10号。以下「条例」という。）及び自動車臨時運行条例等施行取扱規則（平成12年横須賀市規則第25号。以下「規則」という。）に定めがあるものほか、この要綱の定めるところによる。

(許可基準)

第2条 自動車の臨時運行の許可（以下「許可」という。）は、次の各号に適合すると認められるものについて行う。

(1) 規則第1条の規定により提出された自動車臨時運行許可申請書（以下申請書」という。）に必要事項の記載漏れがないこと。

(2) 許可を受けようとする自動車の種別が検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車でないこと。

(3) 許可を受けようとする自動車が登録（検査対象軽自動車及び2輪の小型自動車にあっては、車両番号の指定）を受けていない自動車であつて、次のいずれかに該当する場合であること。

ア 自動車の新規登録又は新規検査を受けるために回送しようとするとき。

イ 自動車の試運転を行おうとするとき。

ウ 自動車の製作、販売又は陸送を業とする者が販売又は引渡し等のため回送しようとするとき。

(4) 許可を受けようとする自動車が登録又は車両番号の指定を受けている自動車であつて、次のいずれかに該当する場合であること。

ア 自動車検査証の有効期間が満了した自動車を継続検査その他の検査のために回送しようとするとき。

イ 自動車検査証の有効期間が満了した自動車を整備のため回送しようとするとき。

ウ 自動車登録番号標の再交付を受けるために回送しようとするとき。

エ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第41条（第81条第2項において準用する場合を含む。）の処分を受け、領置された自動車登録番号標の返付を受けるために回送しようとするとき。

オ 道路運送車両法第20条第2項によって領置された自動車登録番号標の

返付を受けるために回送しようとするとき。

カ　自動車の製作、販売又は陸送を業とする者が有効期間の満了した自動車を販売又は引渡し等のために回送しようとするとき。

(5) 運行の目的が臨時運行許可制度の目的に適合し、かつ、真実性を有すると認められること。

(6) 運行の経路が運行の目的を達成するために適正なものと認められること。

(7) 運行の期間が運行の目的及び経路等を勘案し、必要最少日数であると認められること。

(8) 当該自動車に対する自動車損害賠償保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書を含む。）（以下「保険証明書」という。）の提示があり、保険期間が有効期間の満了する日までの期間の全部を充足すること。

(9) 許可手数料が納付されたこと。

(10) 同一車両につき、継続して許可申請のあつたときは、前回の有効期間中に運行の目的を達成することができなかつた正当な事由があると認められること。

(審査)

第3条 申請事項の審査は、前条の許可基準によるほか、必要に応じて次に掲げるところによる。

(1) 申請者について必要があると認められるときは、次のいずれかにより本人であることを確認するとともに自動車の使用関係をただすこと。

ア　身分証明書

イ　運転免許証

ウ　住民票の写し

エ　印鑑登録証明書

オ　その他本人であることを証することができるもの

(2) 自動車について必要があると認められるときは、車体番号の拓本を提示させること。ただし、次のいずれかの書類により自動車の同一性が確認されるときは、この限りでない。

ア　抹消登録証明書

イ　自動車製造業者が発行した譲渡証明書

ウ　通関証明書

エ　自動車検査証

オ　その他自動車の同一性を確認できる書類

(3) 保険証明書に車体番号の記載がなく、登録番号が記載されているときは、その登録番号の自動車検査証の提示を求め、これに記載してある車体番号と申請書の車体番号と照合確認すること。また、保険期間が有効期間の満了する日までの期間全部を充足するものであるかどうかについて確認すること。

(4) その他必要があると認められるものについては、その補足説明を求めること。

(申請書の受付)

第4条 申請書を受け付けたときは、申請書に受付印を押し、保険会社名、保険証明書番号及び保険期間を提示された保険証明書と照合する。

(番号標の貸与)

第5条 道路運送車両法第35条第4項の規定により貸与する臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- | | |
|---|----|
| (1) 二輪自動車、三輪自動車、被けん引自動車又は国土交通大臣が指定した大型特殊自動車 | 1枚 |
| (2) その他の自動車 | 2枚 |

(許可証交付簿等)

第6条 臨時運行の許可をし、臨時運行許可証（以下「許可証」という。）を交付したときは、申請書に許可番号、許可年月日、番号標の番号及び許可期間を記載するとともに、臨時運行許可証交付簿（第1号様式。以下「交付簿」という。）に所要事項を記載する。

- 2 許可証及び番号標の返納があつたときは、返納年月日を記載し、取扱者が押印するとともに、許可証に消のゴム印を押す。なお、許可証又は番号標が亡失等により返納されないときは、交付簿欄外余白にその旨を記載する。
- 3 前項の場合において、許可証及び番号標を返納したときは、自動車臨時運行許可申請書（控）に返納した旨を明記して交付することができる。

(番号標台帳)

第7条 番号標を新たに保有し、又は亡失し、若しくはき損のため廃棄したときは、臨時運行許可番号標台帳（第2号様式）に所要事項を記載し、常に状況を明らかにしておかなければならぬ。

(許可証及び番号標の保管)

第8条 許可証の用紙及び番号標は、鍵のかかる場所に保管しなければならない。

(帳票等の保存)

第9条 帳票等の保存は、次に掲げるところによる。

- (1) 申請書は、許可番号順につづり、3年間保存すること。
- (2) 返納された許可証は、許可番号順につづり、3年間保存すること。
- (3) 交付簿は、3年間保存すること。
- (4) 番号台帳は、永久保存とすること。

(許可証及び番号標の回収)

第10条 許可証の有効期間満了後5日を経過しても許可証及び番号標が返納されないときは、電話若しくは文書により督促し、又は最寄りの警察署の協力を求める等適宣の方法により速やかに回収を図らなければならない。

(亡失の届出)

第11条 許可証を亡失したときは、許可証亡失届（第3号様式）を提出させるものとする。

(賠償金の納入)

第12条 条例第3条の規定により番号標をき損し、又は亡失した者に対して請求する賠償金の額は1,500円とする。

2 前項の賠償金に係る納付書の発行は、民生局地域支援部窓口サービス課（以下「窓口サービス課」という。）又は行政センターで行わなければならない。

3 賠償金の歳入処理は、窓口サービス課又は行政センターで行う。

(亡失報告)

第13条 番号標亡失届及び亡失てん末書を受理した行政センターは、直ちにその旨を窓口サービス課に電話連絡するとともに、亡失した番号標を無効とした決裁書の写しを送付しなければならない。

(通報等)

第14条 窓口サービス課は、規則第3条に規定する公告をしたときは、その旨を警察署長に通報するとともに関東運輸局神奈川運輸支局長に連絡する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、民生局地域支援部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 従前の規定により作成した用紙が残存する間は、必要な補正をし、又は従前の例により使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条第1項関係）

臨時運行許可証交付簿

第2号様式（第7条関係）

臨時運行許可番号標台帳

第3号様式（第11条関係）

許可証亡失届
LOST REPORT OF CERTIFICATE

年 月 日
YEAR MONTH DATE

(あて先) 横須賀市長
TO MAYOR OF YOKOSUKA CITY

届出人の住所
ADDRESS

届出人の氏名
NAME

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

許可証 CERTIFICATE	
亡失年月日 LOST DATE	
臨時運行許 可番号標 T.P.NO.	